
税理士 無料公開講座シリーズ

S e a s o n 7

～ テーマ ～

『消費税

知っておきたい3つの届出書』

T A C 税理士講座

平成24年 3 月11日

担当：水野健司

消費税 知っておきたい3つの届出書

目 次

	< ページ >
1 はじめに	2
2 消費税法の基礎の基礎	3
1 消費税法の条文体系	3
2 消費税は間接税である	5
3 多段階累積控除により納付税額は計算する	5
4 免税事業者とは?	6
5 簡易課税とは?	8
3 主要な3種類の届出書	10
1 課税事業者選択届出書	11
2 簡易課税制度選択届出書	15
3 課税期間特例選択・変更届出書	23
4 まとめ	27

1 はじめに

今回のテーマについて

現在、消費税は税理士試験の税法科目の中で最も受験者数が多く、毎年一万を超える方が受験する人気科目となっています。その理由をお聞きすると、多くの方が「実務では絶対に必要だから！」といった回答をされます。

では、その実務においてはどんな顔を持っているのでしょうか？

他の税金と比較すると、

- ① 法人だけでなく個人事業者も申告することから申告件数が一番多い税金
 - ② 昨今の経済状況下では、利益（もうけ）に関係なく課税されることから、現在多くの苦戦されている企業の中では一番、納付税額が大きい税金
 - ③ 税理士が損害賠償請求されるケースが一番多い税金
- といった顔を持っています。

こんな中で、現在活発に議論されている消費税増税が実際に行われた場合には、まさに何%アップするかに比例して、その税金としての重要性はより増すものと予想されます。

本日のセミナーでは、まず最初に、現在の消費税が抱えている問題点（当セミナー内では『益税問題』と呼んでいきます。）を「その1」から「その3」まで簡単に確認します。

さらに、上記③の最も大きな原因となっている届出関係のトラブルに対応するため、消費税の中でも特に重要な『知っておきたい3つの届出書』の活用方法（メリット）や注意点（デメリット）を、いくつかの事例を織り交ぜながらお話していききたいと思います。

いつもの過酷な「受験勉強」や「実務」からは少し離れた視点で、これから大きな変化を迎えるであろう『消費税』という税金と一緒に考えていきましょう！

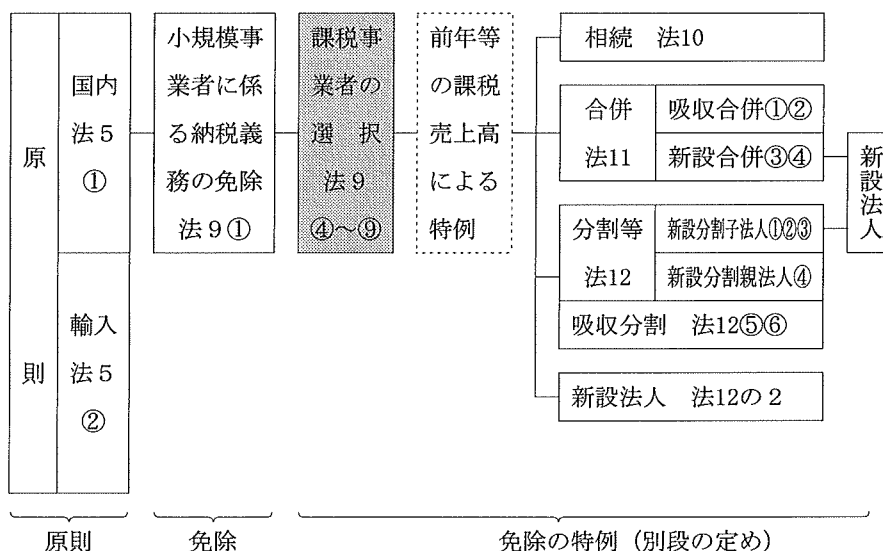
2 消費税の基礎の基礎

1 消費税の条文体系

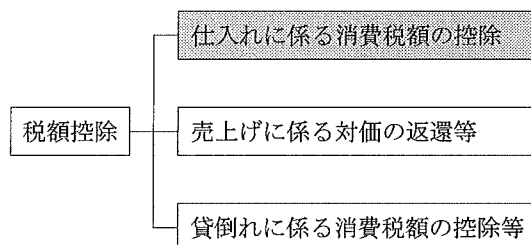
【消費税の理論体系】

課税の対象グループ	どのような取引に課税するのか
納税義務グループ	誰が納めるのか
資産の譲渡等の時期グループ	いつ取引を認識するのか
課税期間グループ	どのような期間単位で計算するのか
納税地グループ	どこへ納めるのか
課税標準グループ	いくら納めるのか
税額控除グループ	
申告・納付グループ	どのように納めるのか
雑	則

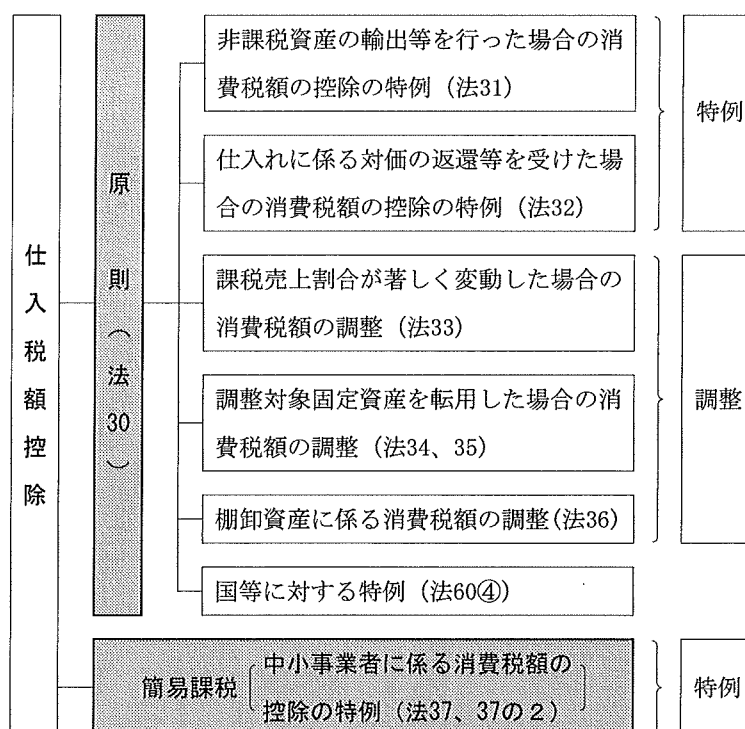
◆ 納税義務のまとめ



◆ 税額控除のまとめ



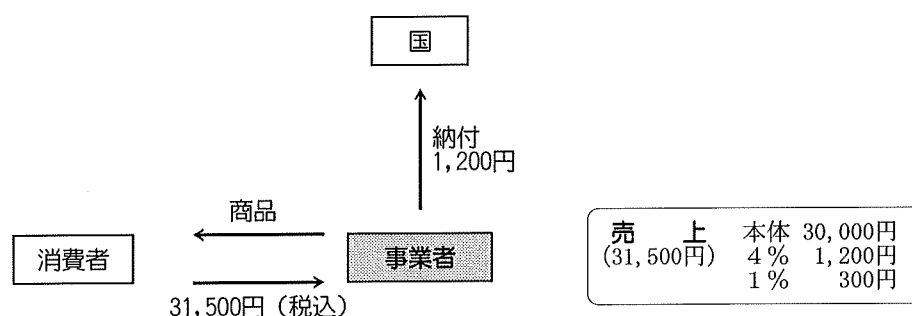
◆ 仕入れに係る消費税額のまとめ



2 消費税は間接税である

<納税義務者の原則（国内取引） 法5①>

事業者は国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある。



消費税は、法律上の納税者と実際の税の負担者が一致せず、税負担の転嫁がおこなわれることから、間接税といえる。

したがって、

(Point)

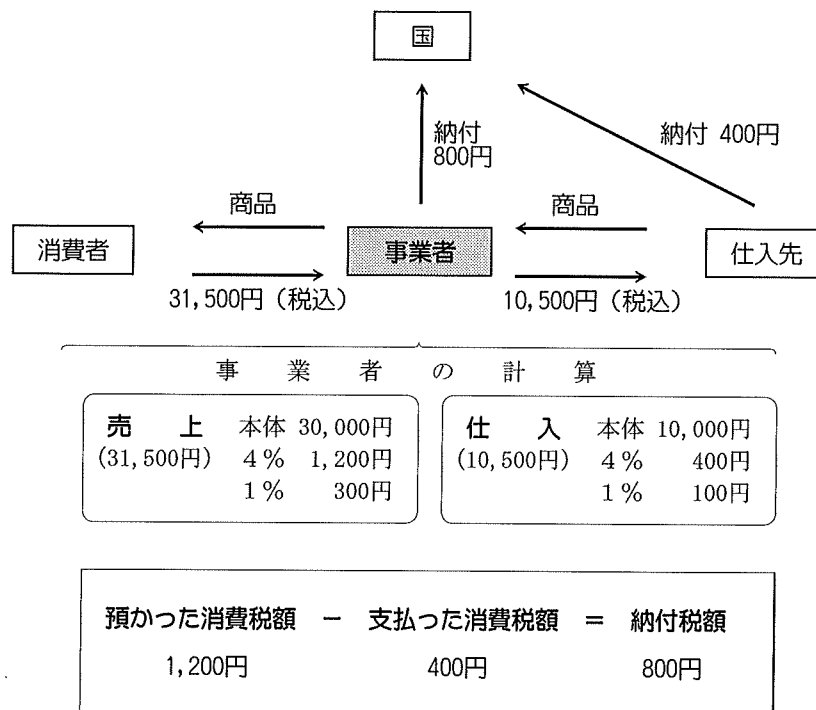
預かった消費税額＝納付税額 が基本！

3 多段階累積控除により納付税額は計算する

<仕入れに係る消費税額の控除（原則課税）法30⑦>

課税事業者が国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、課税仕入れ等の日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額及び課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。

その課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、その保存がない課税仕入れ等の税額については、適用しない。



流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように「多段階累積控除」の仕組みがとられている。

したがって、
上記2に対して

(Point)

預かった消費税額－支払った消費税額＝納付税額 が実際の納付税額算定の基本！

(原則課税)

預かった消費税額 < 支払った消費税額 の場合には、差額分が還付。

(参考)

我が国の消費税は、多段階累積控除の方法、事業者の帳簿記録を基にするアカウント方式（EU諸国は、伝票を使うインボイス方式）を採用したため、課税仕入れの相手方が免税事業者や一般消費者だとしても税額控除ができる。（『益税問題 その1』）

4 免税事業者とは？

事業者の中には『免税事業者』と呼ばれる存在がいる！（『益税問題 その2』）

<小規模事業者に係る納税義務の免除（事業者免税点制度）法9①>

事業者のうち、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者については、国内取引の納税義務者の原則にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。

ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

1 基準期間 (法2①十四)

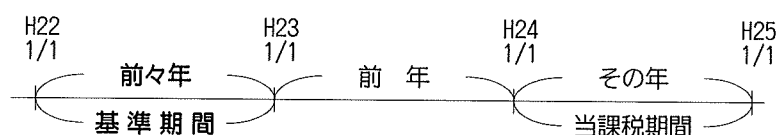
個人事業者		その年の前々年
法 人	原 則	その事業年度の前々事業年度
	特 例	前々事業年度が1年未満の場合には、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間

2 基準期間における課税売上高 (法9②③)

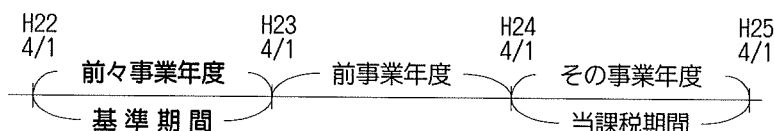
(1) 個人事業者及び基準期間が1年である法人	
基準期間における 課 税 売 上 高	$= \frac{\text{国内課税資産の譲渡等} - \text{売上げに係る税抜対価のの対価の額の合計額} - \text{返還等の金額の合計額}}{\text{「残額」}}$
(2) 基準期間が1年でない法人	
基準期間における 課 税 売 上 高	$= \text{上記(1)の「残額」} \times \frac{12}{\text{基準期間の月数}}$

【図 解】

(1) 個人事業者



(2) 法人（1年決算法人）



(Point)

免税事業者は税額控除ができない！→還付は受けられない！

5 簡易課税とは？

『支払った消費税額』の計算方法には『原則課税』と『簡易課税』と呼ばれる2つの方法がある！

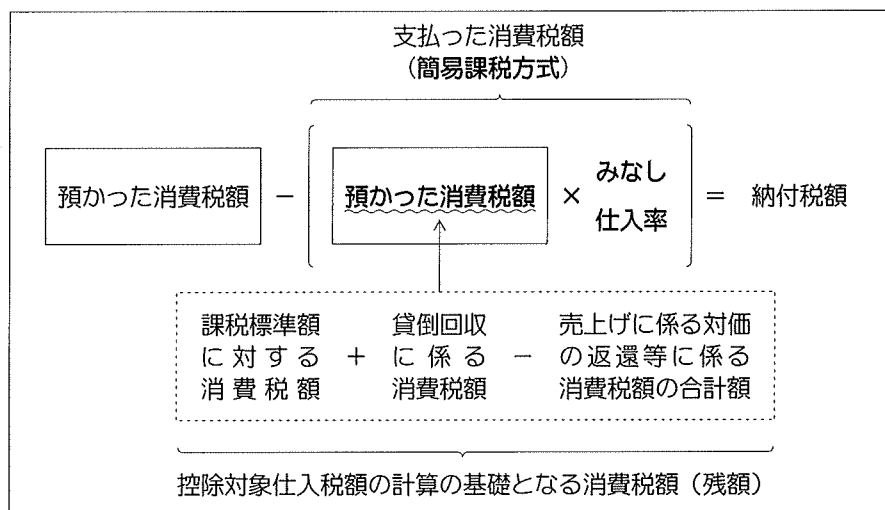
<中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）法37①>

課税事業者が、下記（１）の適用要件を充たした場合には、原則課税の規定にかかわらず、下記（２）の方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額とみなす。

（１）適用要件

- ① 課税事業者であること。
- ② 簡易課税制度選択届出書を原則、前課税期間の末日までに提出していること。
- ③ 原則、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること。

（２）計算方法



(Point)

- ① 「できる」規定ではない！
- ② 原則 還付は受けられない！
- ③ 一般的に『原則課税』よりも『簡易課税』で計算した方が有利 (『益税問題 その3』) ではあるが、場合には不利になることがあることに注意！

(不利になる場合の具体例)

- ・大規模な設備投資をした場合。
- ・新規事業の立上げ時点。
- ・輸出専門会社

（参考） 何故、一般的に簡易課税を採用した方が有利？

簡易課税の計算方法で使用される「みなし仕入率」は中小事業者向けに政策的な配慮がされていること、及び、その率の集計要素に通常発生するものでない固定資産の購入等が含まれている。その結果、一般的には実際に支払った消費税を集計（原則課税）するよりも多くの税額控除が可能となる。

■ 各業種ごとのみなし仕入率（令57、基通13-2-8の3、13-2-9）

みなし仕入率は、業種ごとに定められており、5つの業種に区分されている。

区 分	業 種	みなし仕入率
第 一 種 事 業	卸 売 業	90%
第 二 種 事 業	小 売 業	80%
第 三 種 事 業	製 造 業 等	70%
第 四 種 事 業	そ の 他	60%
第 五 種 事 業	サービ業等	50%

（1） 第一種事業（卸売業）とは

他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいう。

（2） 第二種事業（小売業）とは

他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で、**第一種事業以外のもの**をいい、具体的には、消費者に対して商品を販売する場合をいう。

（3） 第三種事業（製造業等）とは

次に掲げる事業をいう。

- ① 農 業 ② 林 業 ③ 漁 業 ④ 鉱 業
- ⑤ 建設業 ⑥ 製造業（製造した棚卸資産を小売する事業を含む。）
- ⑦ 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業

※ 加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業（いわゆる下請け業）は除かれ、第四種事業となる。

（4） 第四種事業とは

第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業以外の事業をいい、次の事業が該当する。

- ① 飲食店業 ② 金融保険業

※ 事業用固定資産等の売却も第四種事業に該当する。

（5） 第五種事業（サービス業等）とは

次に掲げる事業をいう。

- ① 不動産業（賃貸・管理・仲介） ② 運輸通信業
- ③ サービス業（飲食店業に該当するものを除く。）

3 主要な3種類の届出書

消費税には事業者免税点制度や簡易課税制度といった特に中小事業者にとって一般的に有利となる特例制度がある。ただし、これら特例制度については必ずしもすべての場合において事業者にとって有利になるとは限らない。したがって、特例の適用を受けるべきか否かの判断、また、その際に必要となる届出書の使用方法を正確にマスターすることが重要となる。

本日紹介する3種類の届出書の基本的ルールは以下の通り。

(Point)

- (1) 届出書（又はその取りやめに関する届出書）の提出は、原則、その適用したい課税期間開始前に行わなければならない。
 - 宥恕規定があるものもあるが「うっかりミス」、「忙しかったから」は通用しない。
- (2) いったん選択届出書の効力が発生すると原則2年継続適用となる。
 - (注) 平成22年度税制改正により3年から4年の制限がかかる可能性があることにも留意
- (3) いったん選択届出書の効力が発生すると取りやめに関する届出書を提出しない限り、永久にその効力は残る。
 - 届出書の控えをしっかりと保管することにより、どの届出書の効力が生きているのかを把握することが重要。

1 課税事業者選択届出書

（１） 活用方法（メリット）

一般的に、小規模な事業者認められる事業者免税点制度（「免税事業者」）は事業者にとって有利とされる（『益税問題 その2』 p.6 4 参照）が、反面、税額控除の適用を受けることができない。

そこで、多額の設備投資をした場合等には、仕入税額控除の適用を受け還付を受けるため、免税事業者が自ら課税事業者を選択することができる制度を設けている。

その際に提出する届出書が『課税事業者選択届出書』である。

（２） 規 定

<課税事業者の選択 法9④>

納税義務を免除される課税期間につき、『課税事業者選択届出書』を、納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その「提出日の属する課税期間」の「翌課税期間以後の課税期間」から、納税義務は免除されない。

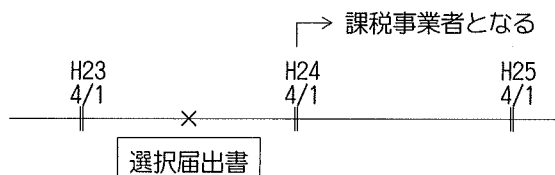
■ 適用期日

（原 則）

「課税事業者選択届出書」を提出した課税期間の翌課税期間から適用

通常は、課税事業者選択届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間から効力が生ずる。

【図 解】



(3) 注意点 (デメリット)

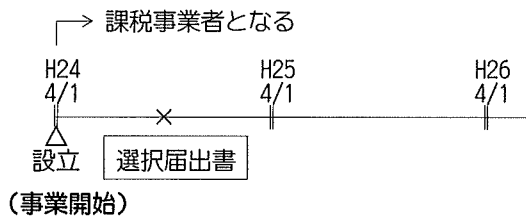
- ① 新規開業等の場合は提出日の属する課税期間から課税事業者になることができる。

(令20)

(提出日の属する課税期間から適用される場合)

「課税事業者選択届出書」を提出した課税期間から適用

【図 解】



事業開始等	事業者が、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
相 続	相続により、課税事業者の選択をしていた被相続人の事業を承継した個人事業者のその相続があった日の属する課税期間
吸 収 合 併	吸収合併により、課税事業者の選択をしていた被合併法人の事業を承継した法人のその吸収合併があった日の属する課税期間
吸 収 分 割	吸収分割により、課税事業者の選択をしていた分割法人の事業を承継した法人のその吸収分割があった日の属する課税期間

- ② いったん選択届出書の効力が発生すると『課税事業者選択不適用届出書』を提出しない限り選択届出書の効力は失効できない (法9⑤)。そのため、還付を受けた後も課税事業者のままになってしまう。

- ③ 原則2年継続適用（法9⑥⑧）となるため還付を受ける課税期間の翌課税期間以後が納付になる場合には注意！

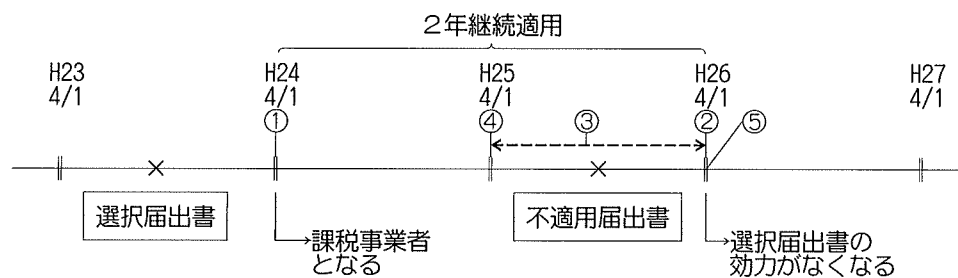
→ 慎重な利益計画及びタックスプランニングが必要



参 考

不適用届出書の提出制限（原則2年継続適用）と届出書の失効

課税事業者の選択を受けていた事業者がその適用をやめる場合には、提出制限がある。
なお、2年継続適用期間中に調整対象固定資産の仕入れ等をした場合には、別途提出制限規定がおかれている。



1 提出時期（法9⑥）

選択届出書の効力が生ずる課税期間の初日から 2年を経過する日の 属する課税期間の

①(H24.4.1)

②(H26.3.31)

③(H25.4.1~H26.3.31)

初日以後 でなければ、不適用届出書を提出することができない。

④(H25.4.1~)

2 不適用となる期日（法9⑧）

不適用届出書の提出日の属する課税期間の末日の翌日以後は、課税事業者の選択の

⑤(H26.4.1~)

届出は、その効力を失う。

- ④ 調整対象固定資産の著しい変動の適用を受ける可能性がある場合には十分注意！

⑤

イ 平成22年度税制改正により「原則2年継続適用」中に調整対象固定資産の仕入れ等をした場合には、別途提出制限規定（法9⑦）が置かれており、調整対象固定資産の仕入れ等を行った課税期間から原則として3年間（又は4年間）は免税事業者となることができなくなった。

その際には改正規定の理解と、最長4年間に及ぶ利益計画及びタックスプランニングが必要となるため、より慎重さを要する。

ロ 調整対象固定資産の定義（法2①十六、令5）

棚卸資産以外の資産で建物、構築物、機械及び装置、鉱業権その他の資産のうち、その資産に係る課税仕入れに係る支払対価の額の105分の100に相当する金額又は保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額が一の取引単位につき100万円以上のものをいう。

ハ 調整対象固定資産を売却等した場合（基通1-4-15の2）

調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の提出制限の規定（法9⑦）は、調整対象固定資産の仕入れ等を行った後、その調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、継続適用される。

⑥ 災害等の本当に「やむを得ない」場合に限り、宥恕規定（法9⑨、令20の2）あり。

（4） 参考事例

平成×1年10月1日に3月決算（4/1～3/31）の法人（資本金1,000万円未満）を設立。

第1期から課税事業者を選択（事業開始等に該当するため第1期から即時適用）。

第2期中に課税事業者選択不適用届出書を提出し第3期から免税事業者に戻ることを計画。

→ 第3期から免税事業者になれるものと誤認したケース。

2 簡易課税制度選択届出書

（１） 活用方法（メリット）

一般的に、一定の要件（p.8（１）適用要件 参照）を満たした中小事業者に認められる簡易課税制度は、計算自体が非常に簡単であること、さらに原則課税よりも多くの税額控除が認められることから、事業者にとっては、有利とされる（『益税問題 その３』p.8 参照）。

そこで、この仕入税額控除の特例を受けるために提出する届出書が『簡易課税制度選択届出書』である。

（２） 規 定

<中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例 法 37①>

基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である課税期間につき、『簡易課税制度選択届出書』を、その納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その「提出日の属する課税期間」の「翌課税期間以後の課税期間」から簡易課税の効力が発生する。

■ 適用期日

（原 則）

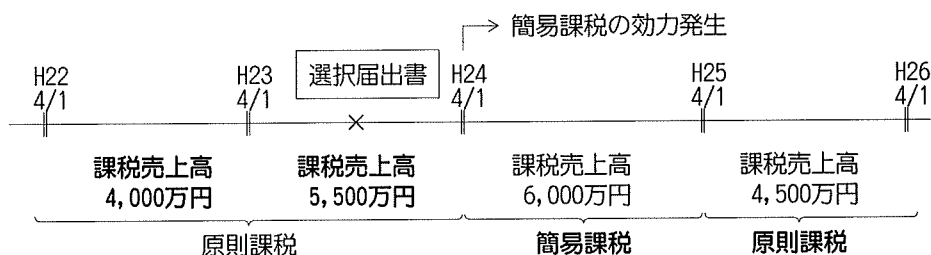
「簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間の翌課税期間から適用

通常は、簡易課税制度選択届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間から効力が生ずる。

（注）届出書の効力は生ずるが、基準期間における課税売上高に影響される。

【図 解】

（金額は税抜）



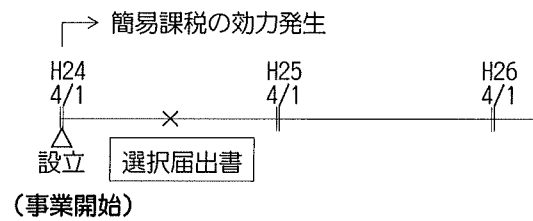
(3) 注意点 (デメリット)

- ① 「できる」規定ではない！
- ② 新規開業等の場合は提出日の属する課税期間から簡易課税制度を選択することができる。(令56)

(提出日の属する課税期間から適用される場合)

「簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から適用

【図 解】



事業開始等	事業者が、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
相 続	相続により、簡易課税の選択をしていた被相続人の事業を承継した場合の、その相続があった日の属する課税期間※
吸 収 合 併	吸収合併により、簡易課税の選択をしていた被合併法人の事業を承継した場合の、その吸収合併があった日の属する課税期間※
吸 収 分 割	吸収分割により、簡易課税の選択をしていた分割法人の事業を承継した場合の、その吸収分割があった日の属する課税期間※

※ 相続、吸収合併及び吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例の規定により、免税事業者が課税事業者になることとなる課税期間に限る。

- ③ いったん選択届出書の効力が発生すると『簡易課税制度選択不適用届出書』を提出しない限り選択届出書の効力は失効できない(法37④)。そのため、原則課税が有利となった場合(p.8(不利になる場合の具体例)参照)には、特例をとっているが故に、逆に、不利になってしまう場合があることに注意！

- ④ 原則2年継続適用（法37⑤⑥）となるため、簡易課税を受けようとする課税期間が還付になりそうな場合には注意！

→ 原則、還付は受けられないこと！

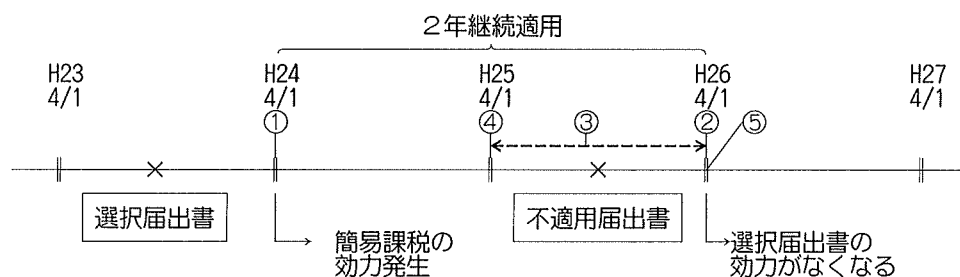
慎重な利益計画及びタックスプランニングが必要



参 考

不適用届出書の提出制限（原則2年継続適用）と届出書の失効

簡易課税の選択をしていた事業者がその適用をやめる場合には、提出制限がある。



1 提出時期（法37⑤）

選択届出書の効力が生ずる課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の

①(H24.4.1)

②(H26.3.31) ③(H25.4.1~H26.3.31)

初日以後 でなければ、不適用届出書を提出することができない。

④(H25.4.1~)

2 不適用となる期日（法37⑥）

不適用届出書の提出日の属する課税期間の末日の翌日以後は、簡易課税の選択の

⑤(H26.4.1~)

届出は、その効力を失う。

- ⑤ 調整対象固定資産の著しい変動の適用を受ける可能性がある場合には十分注意！

⑥

イ 平成22年度税制改正により課税事業者の選択不適用又は新設法人の特例における一定期間中に調整対象固定資産の仕入れ等をした場合には、別途提出制限規定(法37②③)が置かれており、その仕入れ等を行った日の属する課税期間を含めた原則として3年間(又は4年間)は簡易課税制度の選択適用が制限される。

その際には改正規定の理解と、最長4年間に及ぶ利益計画及びタックスプランニングが必要となるため、より慎重さを要する。

ロ 調整対象固定資産の意義(法2①十六 令5)

P.14 参照

ハ 調整対象固定資産を売却等した場合(基通13-1-4の3)

調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の提出制限の規定(法37②)は、調整対象固定資産の仕入れ等を行った後、その調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、継続適用される。

⑦ 災害等の本当に「やむを得ない」場合に限り、宥恕規定あり。

災害により被害を受けた場合には通常の宥恕規定(法37⑦、令57の2)に対し、「災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」の提出も考えられる。

(4) 参考事例

①

平成×1年度に簡易課税制度選択届出書を提出。

その後、各期の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えていたため原則課税により計算。

当期(平成×10年度 久しぶりに基準期間における課税売上高が5,000万円以下)に当社ビルが完成の予定であり、還付が見込める状態であったにもかかわらず平成×9年度中に簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなかったため、還付を受けることができなかった。

→ (Point) 還付を受けるための3つのポイント

- イ 課税事業者であること。
- ロ 原則課税であること。
- ハ 課税期間特例選択という手段があること (早期の還付が実現) → 後述

②

資本金 1,000 万円未満で法人を設立。

第1期及び第2期は免税事業者であったが第3期は課税事業者となる (基準期間における課税売上高 1,000 万円超)。

第2期中に直近の試算表により原則課税と簡易課税のシュミレーションを行った結果、簡易課税有利と判断し、簡易課税制度選択届出書を第2期中に提出。

イ 第3期、第4期に巨額の設備投資があることに気付かず還付を受けることができなかった。

ロ 第1期、第2期に仕入れた商品が多額の在庫になっていたことに気付かなかった。

→ 原則課税を採用していれば「棚卸資産の調整」ができたのに、不利な簡易課税による申告となってしまった。

③

資本金 1,000 万円未満で法人を設立。

第1期は設備投資による消費税の還付を受けるため課税事業者選択届出書を、第2期からは簡易課税有利の判断により簡易課税制度選択届出書をいずれも第1期中に提出。

その際にいずれの届出書にも適用開始課税期間を第1期と記載してしまったため第1期から簡易課税が適用され還付を受けられなかった。

■ その他参考通達等

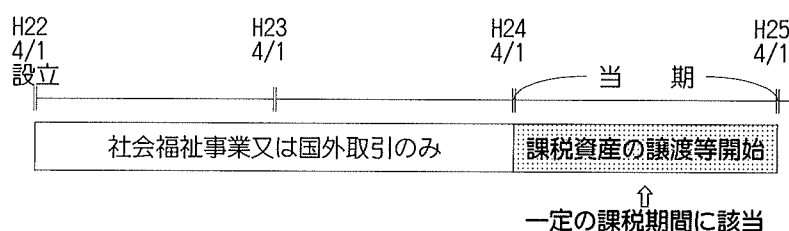
② 参 考 一定の課税期間（課税事業者の選択 法9④、令20）

1 法人における課税資産の譲渡等に係る事業を開始した課税期間の範囲（基通1-4-7）

その事業者が法人である場合の「国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間」とは、原則として、その法人の設立の日の属する課税期間をいうが、例えば、次の法人が新たに国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した課税期間も含まれる。

- ① 非課税資産の譲渡等に該当する社会福祉事業のみを行っていた法人
- ② 国外取引のみを行っていた法人

なお、設立の日の属する課税期間においては設立登記を行ったのみで事業活動を行っていない法人が、その翌課税期間等において実質的に事業活動を開始した場合には当該課税期間等もこれに含むものとして取り扱う。



2 相続があった場合の課税事業者選択届出書の効力等（基通1-4-12）

被相続人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、相続によりその事業を承継した相続人には及ばない。したがって、その規定の適用を受けようとする相続人は、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならない。

また、その相続があった課税期間に提出した場合にはその課税期間から適用を受けられる。

(注) 合併があった場合及び分割があった場合の課税事業者選択届出書の効力等も、相続があった場合と同様となる（基通1-4-13、1-4-13の2）。

②相続があった日の属する課税期間から課税事業者

	H23 1/1	H24 1/1	相続 ▽	①届出 ▽	H25 1/1	本来はここから 課税事業者
相続人 届出なし	免税					
被相続人 届出あり	課税	課税				

■ 事業を開始した課税期間の翌課税期間からの課税事業者の選択（基通1-4-14）

課税事業者選択届出書を提出した課税期間が事業を開始した日の属する課税期間等に該当する場合であっても、その課税期間の翌課税期間から課税事業者を選択することもできる。

(注) この場合、事業者は、その課税事業者選択届出書において適用開始課税期間の初日の年月日を明確にしなければならない。

参 考 一定の課税期間（簡易課税制度の選択 法37①、令56）

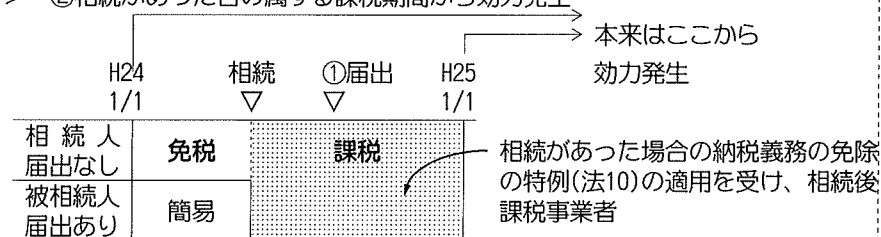
■ 相続があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等（基通13-1-3の2）

被相続人が提出した簡易課税制度選択届出書の効力は、相続人には及ばない。したがって、その規定の適用を受けようとする相続人は、新たに簡易課税制度選択届出書を提出しなければならない。

また、その相続があった課税期間に提出した場合にはその課税期間から適用できる。（ケース1参照）

ただし、令56条には「…免除の特例により納税義務が免除されないこととなる課税期間に限る。」とあるため、当課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者に該当する個人事業者が相続により簡易課税制度の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合には、翌課税期間からの適用となる。（ケース2参照）

<ケース1> ②相続があった日の属する課税期間から効力発生



<ケース2> 相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、1/1～課税事業者



※ 合併があった場合及び分割があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等も、相続があった場合と同様となる。（基通13-1-3の3、13-1-3の4）

(注) 新設分割子法人（新設分割親法人）については、簡易課税制度選択届出書を提出している場合でも、その課税期間が分割等に係る課税期間に該当する場合には、簡易課税制度は適用されない。

■ 事業を開始した課税期間の翌課税期間からの簡易課税制度の選択（基通13-1-5）

簡易課税制度選択届出書を提出した課税期間が事業を開始した日の属する課税期間等に該当する場合であっても、その課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択することもできる。

(注) この場合、事業者は、その簡易課税制度選択届出書において適用開始課税期間の初日の年月日を明確にしなければならない。

第1号様式

消費税課税事業者選択届出書

 収受印 平成 年 月 日		届 出 者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
			(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
			(フリガナ) 名称(屋号)	
			(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	印
			(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - -)
			税務署長殿	
下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第9条第4項の規定により届出します。				
適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高	円	
	至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円	

第24号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

 収受印 平成 年 月 日		届 出 者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
			(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	㊟
			税務署長殿	
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。				
① 適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
② ①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
③ ②の課税売上高	円			

3 課税期間特例選択・変更届出書

(1) 活用方法(メリット)

消費税は間接税であるため、申告・納付までの期間はなるべく短い方が好ましい。

また、特に輸出専門会社のように還付を受ける事業者にとっても、早期に還付を受けることが資金運用的にも有用となる。

そこで、課税期間を短縮(又はそれを変更)するために提出する届出書が『課税期間特例選択・変更届出書』である。

また、実務上においては早期に還付を受けるため以外にも「届出書の出し忘れ等をリカバー」するために特例が使用される場合もある。

(参考) その他特例を選択するケース

- ・ 仕入税額控除の計算方法を課税期間の途中で変更したい場合

個別対応方式 → 一括比例配分方式又は簡易課税 は問題なし。

<注意>

簡易課税 → 原則課税(いわゆる2年継続適用 法37⑤⑥)

一括比例配分方式 → 個別対応方式(いわゆる2年継続適用 法30⑤)

- ・ 一月中間申告が必要な事業者が3月毎に課税期間を短縮することで中間申告回数を軽減する場合

(2) 規 定

<課税期間の原則 法19①一、二>

個人事業者・・・1月1日から12月31日までの期間(暦年)

法人・・・事業年度

<課税期間の特例 法19②>

課税期間の短縮又は変更の特例は、『課税期間特例選択・変更届出書』をその納税地の所轄税務署長に提出した場合に適用される。

(3) 注意点 (デメリット)

- ① 新規開業等の場合は提出日の属する期間から課税期間特例を選択することができる。

(令 4 1 ①)

■ 適用期日

(原 則)

「課税期間特例選択・変更届出書」を提出した期間の翌期間から適用

通常は、課税期間特例選択・変更届出書の提出日の属する期間の翌期間の初日から効力が生ずる。

(提出日の属する期間から適用される場合)

「課税期間特例選択・変更届出書」を提出した期間から適用

事業開始等	事業者が、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する期間
相 続	相続により、「課税期間の特例の選択をしていた被相続人の事業」を承継した場合の、その相続があった日の属する期間
吸 収 合 併	吸収合併により、「課税期間の特例の選択をしていた被合併法人の事業」を承継した場合の、その吸収合併があった日の属する期間
吸 収 分 割	吸収分割により、「課税期間の特例の選択をしていた分割法人の事業」を承継した場合の、その吸収分割があった日の属する期間

- ② いったん特例選択・変更届出書の効力が発生すると『課税期間特例選択不適用届出書』を提出しない限り選択・変更届出書の効力は失効できない (法 19③)。

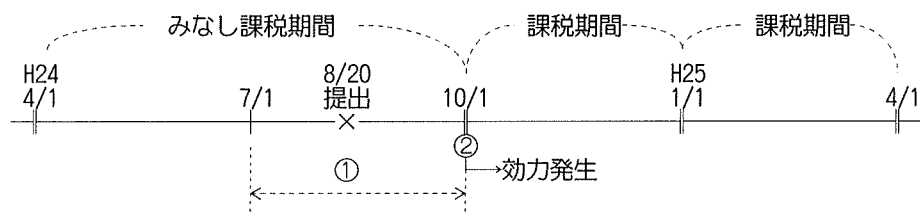
そのため、特例のメリットを受けた後も申告回数が増えてしまい、事務処理が煩雑となる。

- ③ 原則 2 年継続適用 (法 1 9 ⑤、令 4 1 ②) となるため、いったん効力が発生すると、原則 2 年間は効力失効も変更 (3 月→1 月、1 月→3 月) もできない！
→ 申告回数が増えること等に対してのクライアントに対する説明が必要。

- ④ 宥恕規定がないことに注意！

■ パターン（法 人）

イ 課税期間を短縮する場合（原則から3月に短縮）

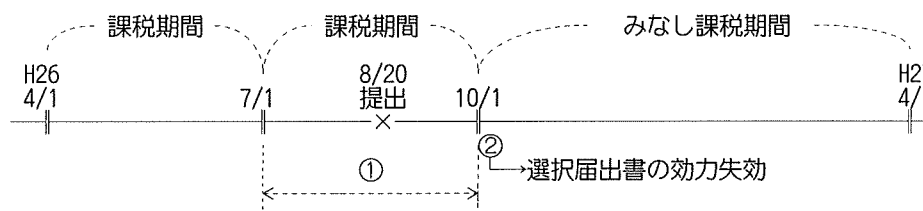


届出の効力……その届出書の提出日の属する期間の翌期間の初日以後に生ずる。

① (H24.7.1~H24.9.30) ② (H24.10.1)

みなし課税期間……提出日の属する事業年度開始の日から効力の生じた日の前日までの期間
(H24.4.1) (H24.9.30)

☐ 不適用届出書を提出した場合（3月ごとの課税期間につき不適用届出書を提出した場合）



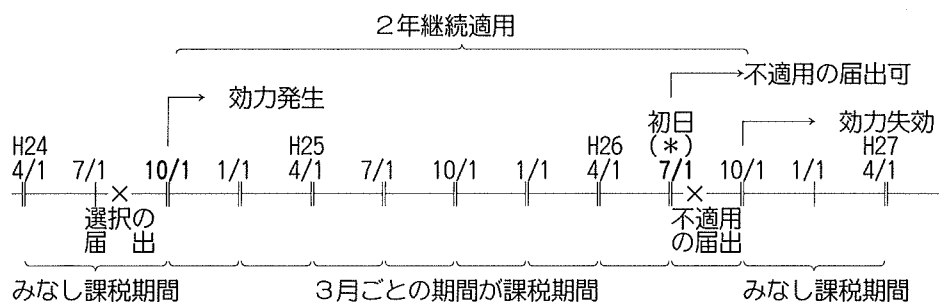
選択届出書の効力失効……不適用届出書の提出日の属する課税期間の末日の 翌日以後

① (H26.7.1~H26.9.30) ② (H26.10.1)

みなし課税期間……提出日の属する課税期間の末日の翌日から提出日の属する
(H26.10.1)

事業年度終了の日までの期間
(H27.3.31)

ハ 原則2年継続適用（3月に短縮した後、適用をやめる場合）



(*) その届出の効力が生ずる日（H24.10.1）から2年を経過する日（H26.9.30）の属する期間の初日（H26.7.1）以後でなければ、不適用届出書を提出できない。

(参考) 届出書の出し忘れをリカバーするために

「課税期間の短縮」をした場合には消費税の申告回数が増えてしまい、さらに、2年継続適用となることから事務処理が煩雑になる。そこで、法人の場合には決算期の変更をすることにより、消費税の申告回数を増やすことなく届出書の出し忘れをリカバーすることも考えられる。

ただし、決算期の変更は株主総会の特別決議を要すること、決算期をコロコロと変えることが対外的にいかがなものか?といった問題などが考えられるので、事前の準備をしっかりとしておくことが大切になる。

(4) 参考事例

当期の7月において不動産賃貸業を営む甲社より消費税の還付申告についての相談を受けた。甲社は当期の10月15日において貸店舗の完成引き渡しを受ける予定であり、その建築費についての還付の相談であった。ただし、甲社は年間の課税売上高が1,000万円を超えたことはなく免税事業者である。

甲社の当事業年度は平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(平成24年度)であるため、平成23年度中に課税事業者選択届出書が提出されていないことから還付を受けられない旨を説明してしまった。

4 まとめ

<実務上の注意点>

届出書に関するトラブルの原因をたどってみると、多くの原因が以下の点に集約されるのではないだろうか？

- (1) 他の国税では届出関係は確定申告期限までに提出するものが多い。
それに対し、消費税の主要な届出書の効力発生は、
「提出日の属する課税期間（期間）の翌課税期間（翌期間）から」であること。

→ 確定申告作業が始まってから気付いても手遅れであることに注意！
- (2) 「2年継続適用」、「2期継続適用」といった言葉に代表されるように、中途半端な法令解釈をしてしまい判断を誤ること。

→ 消費税の知識不足は実務上非常に危険であり、今後予想される消費税率のアップが実際にされると、そのインパクトは今の比では済まない。
- (3) クライアントとのコミュニケーション不足により課税期間開始前の事前準備を怠ってしまったこと。

<受験上の注意点>

最近3年間の理論の出題状況

第59回(平成21年度)

問2 届出書に関する事例問題 5題

- 課税事業者選択届出書が3題で、簡易課税に関する届出書が3題で出題(重複あり)
- 届出書に関するトラブルが頻繁に起こっていることに関しての警鐘!?
- 『益税問題 その2、その3 p6 及び p8 参照』を意識!?

第60回(平成22年度)

問1 納税義務に関する応用・事例問題

- 『益税問題 その2 p6 参照』!?

問2 帳簿及び請求書等の保存

- 『益税問題 その1 p6 参照』!?

第61回(平成23年度)

- 問2 平成22年度税制改正(仕入税額控除の調整措置の適正化)の全体的な理解度を問う事例問題

現在の消費税の抱えている問題点(益税問題等)について検討させる出題、または、近年の税制改正のキーワードともいえる『課税の適正化』に焦点をあてた出題が続いている。

これも今後予想される消費税率のアップに向けての流れからくるものなのだろうか?